知的障害者旅客運賃割引規則

（制　　定　2020年 4月 1日）
（最終改正　2026年 6月14日）

（適用範囲）

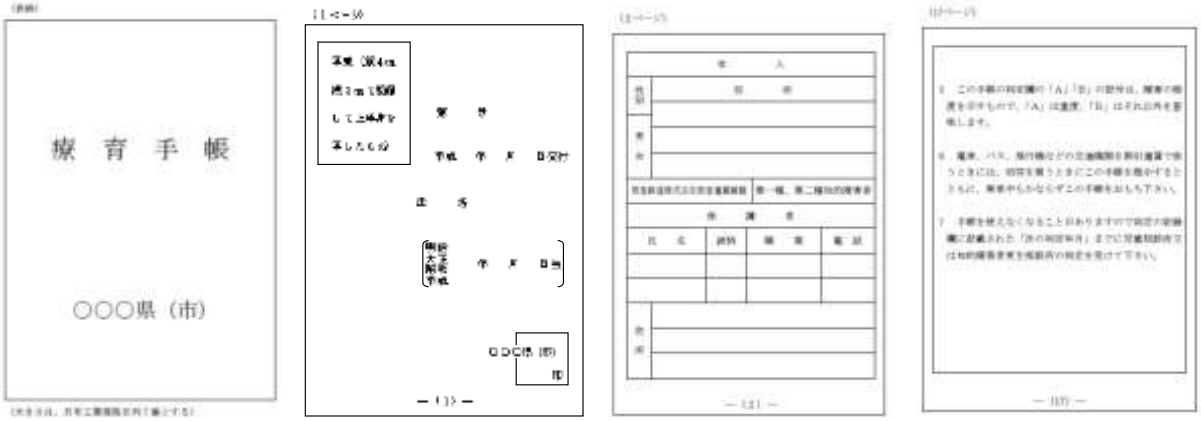
第 1 条　この規則は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、西武鉄道株式会社の経営する鉄道（以下「西武線」という。）および連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車する場合に適用する。

（知的障害者）

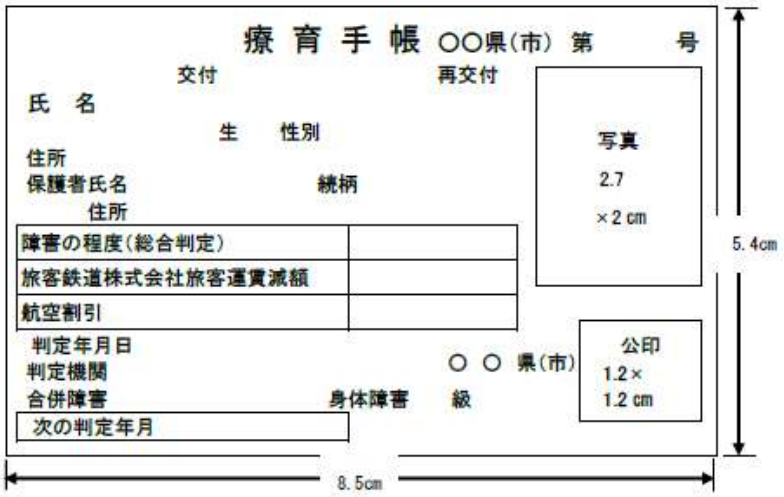
第 2 条　この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年９月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

（注1）療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。

(1)事務次官通知により示された様式



(2)「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式



(注２)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」（2022年１月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際ならびに第10条に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、注１に掲げる様式による療育手帳に代わるものとすることができる。

知的障害者旅客運賃割引規則

2　前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に分ける。

(1)「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2)「第２種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

3　第１種知的障害者および第２種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）

第 3 条　知的障害者が、第１種知的障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第２種知的障害者であるときは、知的障害者１人に対して、１人の介護者をつけることができる。

2　前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券類の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券類の種類）

第 4 条　知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1)普通乗車券

第１種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第２種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2)定期乗車券

第１種知的障害者および12才未満の第２種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3)普通回数乗車券

第１種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第２項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第 5 条　知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券類の取扱区間は、西武線および連絡運輸の取扱いをする会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。 ただし、西武線内に限って乗車する場合は50キロメートルとする。

（割引率）

第 6 条　知的障害者および介護者に対する割引率は、５割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券類の購入申込み）

第 7 条　知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。ただし、第２条の規定にかかわらず、西武線内相互発着(連絡となるものを除く)となる普通回数乗車券、または定期乗車券を発売する場合は、「ミライロID」が「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確

認について(通知)」（2022年１月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によらないものであっても、療育手帳の呈示に代えることができる。

（介護者の同行）

第 8 条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券類は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし）

第 9 条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（療育手帳の携帯）

第 10 条　知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 ただし、第２条の規定にかかわらず、西武線内相互発着(連絡となるものを除く)となる普通回数乗車券、または定期乗車券の場合は、「ミライロID」が「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」（2022年１月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によらないものであっても、療育手帳の呈示に代えることができる。

（その他の取扱方）

第 11 条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則による。

(乗車券類の発行方)

第 11 条の 2　西武線内に限って乗車する大人の知的障害者ならびに介護者が、自動券売機により、小児用普通乗車券を購入した場合は、その券面に ㊐ ㊤ ㊎ の表示を省略することができる。この場合、改札口で入場の際に療育手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

附則

この公告は、2020年4月1日から施行する。

（附則 以下省略）

知的障害者旅客運賃割引規則